

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号、  
および会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 4 月 1 日

大阪瓦斯株式会社

大阪ガスネットワーク株式会社

2022年4月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

大阪市中央区平野町四丁目1番2号  
大阪瓦斯株式会社  
代表取締役社長 藤原正隆



大阪市中央区平野町四丁目1番2号  
大阪ガスネットワーク株式会社  
代表取締役社長 中村剛



大阪瓦斯株式会社（以下「大阪瓦斯」といいます。）および大阪ガスネットワーク株式会社（以下「大阪ガスネットワーク」といいます。）は、2021年4月23日付吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、大阪瓦斯が一般ガス導管事業等に関して有する権利義務等を大阪ガスネットワークに承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関して会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号および会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 大阪瓦斯における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づき、大阪瓦斯に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

大阪瓦斯は、会社法第785条第3項および第4項の規定に従い、2022年1月13日付で、大阪瓦斯の株主に対して電子公告を行いました。同条第1項の規定に基づき株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

大阪瓦斯は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

11日  
号  
号  
株式会  
約書  
して  
割  
会社  
きによ  
るこ  
13日  
まづき

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

大阪瓦斯は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 13 日付の官報および電子公告により、債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定に基づく異議申述をした債権者はいませんでした。

3. 大阪ガスネットワークにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

大阪ガスネットワークの株主は大阪瓦斯のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、大阪ガスネットワークに対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、大阪ガスネットワークの唯一の株主である大阪瓦斯の同意をもって、大阪ガスネットワークの株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

大阪ガスネットワークは、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 13 日付の官報および電子公告により、債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定に基づく異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により大阪ガスネットワークが大阪瓦斯から承継した重要な権利義務に関する事項

大阪ガスネットワークは、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割に基づき、大阪瓦斯が一般ガス導管事業等に関して有する権利義務等を承継しました。これにより、大阪ガスネットワークが、大阪瓦斯から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額： 3,770 億円

承継負債の額： 422 億円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 4 月 1 日（予定）

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上



これは原本と相違ありません

大阪府中央区平野町四丁目1番2号

大阪瓦斯株式会社

代表取締役社長 藤原正隆



大阪府中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長 中村剛

